

特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会 更新講習 受講規約

本受講規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会(以下「LCSA」という)が実施するキャリアコンサルタント更新講習(以下「講習」という)に適用される規約です。講習を受講しようとする方(以下「受講希望者」という)は、本規約に同意した上で受講の申し込みを行っていただきますので、受講申し込み前に、本規約を必ずお読みください。

1.【プライバシーポリシー(個人情報に関する詳細)】

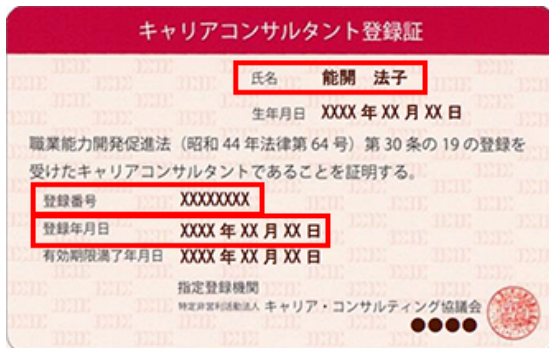
当協会の個人情報取り扱いに関する方針(プライバシーポリシー)は、LCSA のホームページ(<https://lifecareer-sa.org/>)に掲示していますのでご確認ください。

2.【受講の料金】

受講希望者は、LCSA がホームページ上、またはその他の方法で掲示する受講料をお支払いください。国家資格キャリアコンサルタント以外で受講を希望される方(事前にLCSAより許諾を受ける必要があります)は別途消費税をお支払いいただきます。

3.【受講のお申込み】

- (1). LCSA が開催する講座の受講希望者は、LCSA のホームページよりイベントペイシステムでお申込みください。WEB 上からお申し込みができない場合には、LCSA にご連絡ください。
- (2). お申込みにあたり、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・国家資格登録番号等 LCSA が定める事項について、正確かつ最新の情報を記載ください。氏名及び国家資格登録番号は登録証を必ず確認の上ご記入ください。



- (3). 本規約をお申込み前にホームページで必ずご確認くださいの上、送信ボタンを押してください。

4.【受講までの流れ】

- (1) イベントペイでのお申込み先着順で入金確認をもって受講枠が確定します。
- (2) 受講枠が定員になり次第、申し込み受付を終了します

「当日のご案内」をおおむね開催日の 10 日前に受講が確定した方(以下、「受講者」という)に電子メールにてご送付します。開催日の 2 日前になっても受信を確認できない場合は、問い合わせ用メールにて LCSA までご連絡ください

5.【受講料のお支払】

- (1). 受講料は、イベントペイシステムの規定に基づき期日までにクレジットカード決済、コンビニ、ペイジー決済でお支

払ってください。

(2). ご入金後の返金は致しませんのでご了承ください。

(3). 支払期日までに受講料のお支払いが完了していない場合、キャンセル扱いとなります。

6. 【受講確定後のキャンセル手数料について】

受講者は、受講確定後、次に定める手数料をお支払いいただくことで、受講をキャンセルすることができます。キャンセルの旨は LCSA ホームページから電子メールにより行うものとします。

受講キャンセル日	キャンセル手数料
受講開始日から起算して、遡って 14 日前～30 日前のキャンセル	受講料の 10%
受講開始日から起算して、遡って 13 日目を以降～4 日目にあたる日までのキャンセル	受講料の 30%
受講開始日から起算して、遡って 3 日以降のキャンセル及び無連絡による不参加	受講料の 100%

7. 【受講にあたっての順守事項】

受講者は下記項目を遵守してください。違反した場合は、受講の途中で受講をお断りすることがあります。

- (1) 受講者は、講習内容を自己の学習目的のみに使用し、受講者個人の私的利用の範囲内で使用すること
- (2) 講習内容を如何なる方法においても第三者に対し、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行わないこと
- (3) 講習内における写真撮影、録音、録画等を行わないこと
- (4) LCSA スタッフ及び講師等の指示に従うこと、及びほかの受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (5) 講習内容を理解するうえで個人差があることを前提に、内容が理解できなかった、または理解しづらい部分があったとしても、LCSA 及び講師等に責任を一切求めないこと
- (6) 講習の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について LCSA 及び講師等に責任を一切求めないこと
- (7) 講習においては、資格の有無にかかわらず、キャリアコンサルタント資格保持者に向けて制定された特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会倫理綱領委員会による倫理綱領を遵守すること
- (8) 講習の受講中に知った他の受講者の個人情報および他の受講者からもたらされた個人情報・機密情報を第三者に漏洩しないこと。また、いかなる手段、方法においても第三者が閲覧できる状態に置かないこと(受講者には守秘義務があります)
- (9) 受講にあたって事前に提出が義務付けられている事前課題がある場合は期限までに提出すること
- (10) 受講中は講師の許可なく携帯電話、PC 等の電子機器を使用しないこと

8. 【講習の実施・中止および変更】

- (1) LCSA は、更新講習について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当分の間、Web 会議システム(ZOOM)での実施とし、ホームページ上、またはその他の方法で掲示する日時に講習を実施します。自然災害やその他当協会が運営上開講を中断または中止する必要があると判断した場合、その他の理由で開催中止を決定した場合は、可能な限り別の日程を用意し、振替することとします。振替が困難な場合、受講料は返金いたします。
- (2) 講習は日本語で行い、他の言語等による通訳等のサポートは致しません。受講にあたり補助・介助など特別な

支援を必要とする場合には、LCSA 等と事前の相談を行うものとします。それに関わる費用は受講者の負担とし、手配も受講者等が行うものとします。

(3) LCSA は、諸般の事情により、受講案内記載の開催場所を変更する場合があります。この場合、遅くとも開催日の 14 日前までに受講希望者に対し電子メールまたは書面にて通知します。

9. 【修了証の交付要件】

受講者が所定の受講時間数出席し、修了要件を満たしたときは、更新講習修了証を発行します。LCSA の責めによる場合を除き、講習に遅刻または欠席した場合は未修了とします。修了証のキャリアコンサルタント登録番号を自身の登録証により番号が間違いないか必ずご確認ください。万一、記載相違があった場合は、講習当日中に LCSA に対してその旨申し出た場合に限り再発行したものを後日郵送します(手数料なし)。翌日以降の場合は、LCSA が定める手続きにより再発行します(手数料 1,000 円+消費税)。

(1) 1.知識講習

講習の中で習得度評価試験を実施します。正答率 7 割以上で修了認定となり、正答率が 7 割に満たない場合は、講習の終了後 1 回に限り追試を受けることができます。ただし、当日中の追試が困難な場合には、次回開催の講習で実施する習得度評価試験を受けることができます。その場合、講習の再受講は任意としますが(再受講の受講料は免除)、追試料金として 2,000 円を支払うものとします。なお、当日中の追試、次回更新講習時の追試共に 7 割以上の正答を基準とします。

(2) 2.技能講習

講習の中で習得度評価試験を実施します。習得度評価試験は記述式により行い、LCSA が定める評価基準により講師が認定を行います。当日修了の認定を得られなかった場合は、次回開催の更新講習を再受講することが必要です。その場合、再受講の受講料の免除はありません。

10. 【欠席の取り扱い】

原則として、遅刻・早退・途中退出があった場合、欠席扱いとなるため修了証は発行できません。また、受講日に欠席された場合、当日の配布資料はお渡しできません。

11. 【その他】

(1) LCSA のホームページ上に記載のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)に従い、登録情報及び受講者が講習を受講する過程において、LCSA が知り得た情報(以下「受講者情報」という)を利用することができるものとします。

(2) 講習に関する著作権は、LCSA に帰属し、配布テキスト、その他一切の教材の複写複製またはほかでの使用はできません。

(3) LCSA は講習の内容の撮影および録音を行い、資料または販促物として LCSA のホームページ・フェイスブック等各関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。受講者は、講習内容を録画・録音・SNS 等への投稿することはできません。録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。受講者は、講習の具体的内容をインターネット、SNS 等への投稿や出版物等を通じて公表することはできません。

(4) LCSA の責めに帰さない事故ならびに講習を実施する施設内において生じた盗難及び紛失などについては、LCSA は責任を負いません。

12. 【損害賠償】

(1). 受講者が本規約に違反または不正行為により LCSA または第三者に損害を与えたとき、もしくは第三者との間に紛争を生じたときは、受講者の負担と責任で紛争を解決するものとし、かつ、LCSA または第三者に生じた一切の損害を賠償し、これによって LCSA に損害を被らせないようにすることとします。

(2). 本規約の解釈について疑義が生じた場合、または、定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

13. 【合意管轄】

LCSA との間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 本規約は令和元年 5 月 1 日より実施するものとします。

改訂履歴

令和元年 12 月 1 日 改訂

令和 2 年 2 月 1 日 改訂

令和 3 年 1 月 30 日改訂